

地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について(概要)

都側資料 2

<はじめに>

わが国を取り巻く環境は大きく変化する

経済のグローバル化、産業構造の変化、国・地方における財政制約の深刻化、少子高齢化の急速な進展により、地域経済は縮小、地域の持続可能性が脅かされている

画一的な中央集権型のシステムから地域住民のニーズに応じた迅速な政策対応を可能にする体制へ

地域の衰退を食い止めるためには、行政サービスの実質決定権や必要な財源・人材を国から地方自治体に移譲し、地域の創意工夫、意思決定と責任により、地域住民のニーズに応じた迅速な行政サービスを提供できるよう体制を整備することが必要不可欠

広域的な課題への対応策として道州制を導入

広域的な課題への対応については、課題を共有する広い地域を管轄する広域自治体において、地域の実情に応じた政策を実施することが、一層の地域活性化につながる

国は外交や国民の安心・安全の確保など、国が本来果たすべき役割に重点化することにより、一層効果的・効率的な運営が可能。また、わが国が国際社会の中で主体的な役割を果たし、存在感を示すことにもつながることから、道州制がより有効

商工会議所は地域総がかりの活動の結節点

商工会議所は、地域活性化に向けた具体的なビジョン作りに積極的に参画し、地域経済やビジネスの実態が行政サービスに最大限反映されるよう、地域総がかりの活動の結節点としての役割を果たしていく

< 1. 地方分権改革の基本的な理念と道州制の導入 >

地方分権改革の必要性

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方分権改革を進め、地域の実情に合ったより効率的で効果的な地域の運営を選択できる環境整備が必要

現在の中央集権体制では地域の多様性に合わせた柔軟な政策を実行することは困難

道州制の導入

生活圏・経済圏が広域化しているにも拘わらず、都道府県の領域はほとんど変更されておらず、広域的な課題に対して、都道府県単独では十分な対応が困難

広域的課題に効率的・効果的に対応していくためにも、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、権限・財源・人材を国と地方自治体間で大幅に再編成する道州制の導入が有効

情報公開の徹底と監査機能の充実

住民の意識改革の促進のため、積極的な情報公開や地方議会改革を通じ住民の意見を積極的に取り入れ、希薄化してきているコミュニティ意識の復活と郷土愛の精神を醸成していくことが必要

地方自治体は今まで以上の権限・財源・人材を持つことになり、地方議会による監査機能の充実・拡充を図り、無駄のない効率的な行政を実現することが必要

特に首長は、情報の透明性とアカウンタビリティを確保しながら、住民にとってわかり易い行政サービスの提供に努める必要がある

< 2. 具体的な道州制における国と地方(基礎自治体と道州)の関係 >

基本的な考え方

「補完性の原理」「近接性の原理」に則り、国と地方の役割分担の見直しが必要

その場合、従来の都道府県は廃止され、地方自治は基礎自治体と道州の原則二層制

基礎自治体の役割

基本的に、基礎自治体の規模や行政サービスの内容は、住民の選択により決められるべき

フルセットの行政サービスを行うには、少なくとも10万人～30万人程度の規模が必要ではないか

住民の判断により小規模自治体を選択することは許容されるべきであり、その場合は道州が補完

道州の役割

基礎自治体のみでは対応できない広域的課題への取り組みを主として担う

国の役割

地方では担当できないもの、あるいは特に国でなければできないものに限定

(外交、司法など国家基盤分野、通商など国家基本政策分野、ナショナル・ミニマムの財源確保など)

道州の区割り

人口規模や財政力のみで決定せず、広域的な課題への対応能力や歴史的・経済的結びつきなどを考慮して決定されるべき

その検討の過程においては、住民参加による議論を十分に行い、住民の意思を尊重すべき

現行の都道府県やブロックの圏域にとらわれる必要なし

東京を含む首都圏の取り扱いについては、広域的課題に対応するという観点から、周辺県を含んだ地域で検討されることも必要

東京23区の取り扱いについては、諸外国の大都市の地方自治制度を参考に最適なあり方を検討していくことが望ましい

沖縄については、歴史的な経緯や現在置かれている状況、地元の希望などを踏まえ沖縄単独州

< 3. 道州制における財源確保のあり方と財政調整 >

地方分権改革の推進により、地方自治体の責任、特に財政に対する責任が増すことを認識し、それぞれの地域が経済的發展・自立のための努力を重ね、財政的な自立を果たすことが何よりも大切

税財源移譲のあり方

【国と地方の税收配分】

国と地方の役割分担およびナショナル・ミニマムの範囲・水準とそれを担保するための国による財源手当の決定に応じて決められる

【国税と地方税の税目の見直し】

国税: 地域偏在性が大きく、景気動向で税収が変動する税目を中心 (ex: 法人税、個人所得税、法人二税)

地方税: 応益関係に着目し、景気変動にあまり影響されず、地域偏在性の小さい税目を中心とすることも検討に値

(ex: 地方消費税、固定資産税、個人住民税、酒税、たばこ税)

課税自主権の有効活用など

政策手段として課税自主権を活用すべき、なおその場合は「取り易いところから取る」という安易な課税を慎むべき

地方債の発行の自由化と市場化を促進すべき

ナショナル・ミニマムの財源手当と地方交付税の廃止

税源移譲に伴い地方交付税は廃止

ナショナル・ミニマムについては、国民の合意の下、その対象とすべき範囲と水準を決定し、それを担保する財源手当については、透明性の高い簡素なルールに基づき行われることが必要

道州内の財政調整

道州内は地域として一体性があることから、道州内で一定の財政調整が必要となる場合もあり

その場合には、地方税の一定割合を財政調整基金として確保し、再配分することも検討されるべき

< 4. 道州制導入までの地方分権改革の当面の取り組み >

インフラ整備

道州間の競争条件を平等にするため、道州制導入までに、地域を支えるために必要な幹線道路・新幹線などの広域的インフラを一定の水準まで、原則として国の責任において整備することが必要

新たな大都市制度の検討

東京をはじめ大都市は、アジアや世界の交流拠点として魅力ある都市づくりが求められることから、他の基礎自治体とは異なり、これまで以上の権限を持つ新たな大都市制度の検討が必要ではないか

地方議会改革

真の住民代表として、多様な人材が個人的な過度な負担を負うことなく議会に参画できる仕組みを構築すべき

住民の参加と監視を促進するため、ナイター(夜間)議会やサンデー議会の開催などが必要

議員の政策立案や調査活動などへの議会事務局のサポート体制・機能の強化が必要

地方分権改革の進展により、首長の権限が大きくなることから、地方議会の監視機能の強化が必要

<おわりに>

「真の地方分権」による地域の活性化

地方分権改革と道州制の導入の目指すものは地域の自主・自立であり、地域自らが将来の姿をデザインし、地域住民の豊かな生活をつくりあげていくことが地域の活性化のために必要

今後の商工会議所の取り組み

商工会議所は、地域の活性化に向けた政策提言能力とその実現力の向上を図るとともに、地域の活動の拠点となり、産学官、そして住民を加えた地域総がかりの地域活性化に向けた取り組みを一層強化していく

地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について

平成 2 1 年 4 月 1 6 日
日本・東京商工会議所

<目次>

はじめに	P. 1
1. 地方分権の基本的な理念と道州制の導入	P. 3
・ 地方分権改革の必要性	
・ 道州制の導入	
・ 情報公開の徹底と監査機能の充実	
2. 具体的な道州制における国と地方(基礎自治体と道州)の関係	P. 5
・ 基礎自治体の役割	
・ 道州の役割	
・ 国の役割	
・ 道州の区割り	
3. 道州制における財源確保のあり方と財政調整	P. 8
・ 税財源移譲のあり方	
・ 課税自主権の有効活用など	
・ ナショナル・ミニマムの財源手当と地方交付税の廃止	
・ 道州内の財政調整	
4. 道州制導入までの地方分権改革の当面の取り組み	P. 10
・ インフラ整備	
・ 新たな大都市制度の検討	
・ 地方議会改革	
おわりに	P. 12
参考資料	P. 13～P. 19

はじめに

戦後わが国は、廃墟の中から奇跡ともいわれる経済復興とその後の高度成長を成し遂げたが、その過程においては、国家の中央集権体制による政治・行政・経済・社会の各システムの運営が有効かつ効果的に機能してきたことも事実である。しかしながら、わが国を取り巻く環境は大きく変わってきている。経済のグローバル化、産業構造の変化、国・地方における財政制約の深刻化、さらには少子高齢化の急速な進展により、地方においては地域経済が縮小し、限界集落の増加に見られるように、地域の持続可能性が脅かされる事態が生じている。

そのような中、地域の衰退を食い止めるためには、画一的な中央集権システムではなく、行政サービスの実質的決定権や必要な財源・人材を国から地方自治体に移譲し、地域の実情を最もよく知る地域の創意工夫、意思決定と責任により、地域住民のニーズに応じた迅速な行政サービスを提供できるよう体制を整備することが必要不可欠となっている。地域の知恵や個性豊かな資源を活かすことにより、活力のある多様な地域社会の形成を図ることが、わが国全体の活性化、競争力の強化や国民生活の豊かさの向上につながる。また、地方分権の推進による地域経済の活性化は、地域における所得や雇用の確保につながり、地域の持続可能性、自立的な経済基盤の構築にも資すると考える。

産業振興、道路・鉄道などの交通インフラ、環境などの広域的な取り組みが求められる分野、さらには、観光のように広域的な対応が効果を高める分野については、現在の都道府県単位で対応するよりも、より広い地域を管轄する広域自治体において、地域の実情に応じた政策を実施することの方が効果的であり、一層の地域活性化につながる。

さらに、国は外交や国民の安心・安全の確保など、国が本来果たすべき役割に重点化することにより、一層効果的・効率的な運営が可能となる。また、わが国が国際社会の中で主体的な役割を果たし、存在感を示すことにもつながることから、道州制がより有効な体制だと考える。

しかしながら現時点においては、道州制導入のメリットについての国民の理解が必ずしも進んでいるとは言えず、今後国民に対する説明を十分に行うとともに、国民的議論を活発化させていく必要がある。また、道州制は、国のかたちを変える究極の構造改革であるので、その実現にあたっては、政治の強力なリーダーシップが不可欠なことは勿論である。また、道州制への移行のプロセスについては、各地域で行われている多様なアプローチがこの動きを促進するものと期待される。

地方分権や道州制を推進し、地域の活性化を図るためには、それぞれの地域が目指す方向性について、具体的なビジョンを作ることが重要である。地方分権とは地域が責任を持つことであるが、地域の振興・発展に大きな役割を果たすことが期待される商工会議所は、地域住民とともに地方自治体と一体となり、主体的に地域のビジョン作りに参画するとともに、地域の経済やビジネスの実態が行政サービスに最大限反映されるよう、地域総がかりの活動の結節点としての役割を果たしていきたいと考える。

1. 地方分権の基本的な理念と道州制の導入

(地方分権改革の必要性)

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方分権改革を進め、地域住民・企業・団体などが自らの判断と責任において、地域のビジョンを考え、地域の実情に合ったより効率的で効果的な地域の運営を選択できる環境を整備する必要があると考える。

しかし、現在の中央集権体制では、国が行う政策は全国一律なものになりがちであり、地域の多様性に合わせた柔軟な政策を実行することは困難な状況にある。地域が地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを提供するためには、地方分権改革により、自らの判断と責任で政策を実行できる環境を整備する必要がある。

(道州制の導入)

交通や通信手段の急速な進歩により生活圏や経済圏が広域化しているにもかかわらず、現在の都道府県の領域は明治以来ほとんど変更されていない。このため、治山・治水、環境、交通体系など広域的な課題に対して、都道府県単独では十分な対応が困難な状況にあることから、これらの広域的課題に効率的・効果的に対応していくためにも、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、権限・財源・人材を国と地方自治体間で大幅に再編成する道州制の導入が有効と考える。道州制下においては、広域自治体である道州が広域で対応した方が効率的な政策立案や事業を実施し、住民に身近な行政サービスは住民に最も近い基礎自治体が行うことが原則と考える。

(情報公開の徹底と監査機能の充実)

地域活性化には、住民自らが地域づくりに積極的に参画する必要があることから、住民の意識改革の促進が重要である。そのためには、事業計画や財政状況などについて情報公開を徹底するとともに、地方議会改革などを通じ、住民の意見を極力行政に取り入れ、希薄化してきているコミュニティ意識の復活と、地域住民の郷土愛の精神を醸成していくことが必要である。

また、地方自治体は今まで以上の権限・財源・人材を持つことになることから、地方議会による監査機能の充実・拡充を図り、無駄のない効率的な行政を実現する必要がある。

他方、地方自治体、特に首長は、情報の透明性とアカウントビリティを確保しながら、住民にとってわかり易い行政サービスの提供に努める必要がある。

2. 具体的な道州制における国と地方(基礎自治体と道州)の関係

道州制における国と地方の関係に係る基本的な考え方としては、基礎自治体でできることは基礎自治体が行い、基礎自治体ではできないことは道州が行い、基礎自治体や道州ではできないことを国が行う「補完性の原理」、ならびに住民に最も身近な行政主体に事務を配分すべきという「近接性の原理」に則り、国と地方の役割分担を見直す必要がある。

その場合、従来の都道府県は廃止され、地方自治は基礎自治体と道州の二層制が原則となる。

(基礎自治体の役割)

地方分権の中心的な受け皿である基礎自治体の規模や行政サービスの内容については、基本的に住民の選択により決められるべきである。基礎自治体が出来る限りフルセットの行政サービスを行うことが望ましいと考えるのであれば、それを担うにふさわしい行財政基盤の強化が課題となろう。行財政基盤の強化のためには規模の拡充が必要であり、先の平成の大合併により約 3,300 あった市町村が約 1,800 (平成 21 年 4 月 16 日現在で 1,777 市町村) に統合されたところであるが、今後もさらに合併が促進されることも必要であろう。フルセットの行政サービスを行うには、少なくとも 10 万人～30 万人程度の規模 (現行の中核市規模) が必要ではないかと考える (参考資料①参照)。

住民の判断により、それ以下の小規模自治体を選択することは許容されるべきであるが、小規模自治体がフルセットの行政サービスを行うことは困難な場合が多いと考えられることから、広域自治体 (道州) が補完することも必要ではないか。

（道州の役割）

道州は、基礎自治体だけでは対応できないような広域的課題への取り組みを主として担うことになる。具体的には、広域的な土地利用・都市計画、産業政策、治山・治水などの地域環境政策、広域交通ネットワーク（基幹道路、鉄道など）の交通・インフラ政策、空港・港湾などの広域管理、警察・防火・防災などの危機管理・安全政策、ならびに教育・福祉や地域総合計画などにおける道州内の各基礎自治体間の総合調整、および小規模自治体の補完業務を担うことになる。と考える。

（国の役割）

国の役割は、地方では担当できないもの、あるいは特に国でなければできないものに限定すべきである。と考える。具体的には、①外交、防衛、通貨、司法など国家基盤の運営・維持に不可欠な分野、②通商・国土保全・エネルギー政策など国家基本政策分野、③義務教育、社会保障など必要最低水準の行政サービスを保障する分野（ナショナル・ミニマム）の範囲・水準設定と所要の財源確保など国民生活全体の利益に係る分野、④基幹的社会資本整備など国家的プロジェクトなどを担うことが考えられる。

ナショナル・ミニマムについては、国民の合意の下、その対象とすべき範囲と財政的にも持続可能な水準を協議・決定することになるが、それを上回るサービスの提供については、道州または基礎自治体でそれぞれの住民の合意と負担の下に行われることになる。と考える。

なお、地方支分部局の事務・事業については、道州制導入後は、国が担うべきものを除いて、権限・財源・人材は国と地方の間で適正に再配分されることを原則とすべきである。

（道州の区割り）

道州の区割りは、単なる人口規模や財政力のみで決定せず、治山・治水、環境、交通体系、空港・港湾など広域的な課題への対応能力や歴史的・経済的結びつきなどを考慮して決定されることが望ましいと考える。その検討の過程においては、住民参加による議論を十分に行い、住民の意思を尊重すべきである。従って、必ずしも現行の都道府県やブロックの圏域にとらわれる必要はないのではないかと考える。

なお、東京都を含む首都圏の取り扱いについては、国による直轄案など様々な議論があるが、道路、鉄道、空港、物流、観光などの広域的課題に対応するという観点から（参考資料②参照）、東京商工会議所政治・行政改革推進委員会報告（参考資料③参照）にもあるとおり、周辺県を含んだ地域で検討されることも必要であろう。

その際の東京 23 区の取り扱いについては難しい問題があるので、諸外国の大都市（特にニューヨーク、パリ、ロンドンなど）の地方自治制度を参考（参考資料④参照）に最適なあり方を検討していくことが望ましいと考える。

現在の沖縄県については、九州に含めるという案もあるが、歴史的な経緯や現在置かれている状況（在日米軍の 6 割が沖縄に配属されていることなど）、地元の希望などを踏まえ、沖縄単独州とすることを考慮すべきではないか。またその際は、沖縄の果たしている役割に鑑み、当面国による財政支援を行うべきと考える。

3. 道州制における財源確保のあり方と財政調整

道州制の導入は、地方自治体の自立した運営を可能にする一方で、地方自治体の責任、特に財政に対する責任が増すことも認識しなければならない。地方自治体に対しては、道州制の導入に伴う税源移譲による財源確保、そして、ナショナル・ミニマムに対する国からの財源手当がなされることになるが、これらにより地域間の財政格差を完全に払しょくすることは困難であり、基本はそれぞれの地域が経済的発展・自立のための努力を重ね、財政的自立を果たしていくことが何よりも大切であろう。

(税財源移譲のあり方)

国から地方への税源移譲の検討においては、国と地方の権限配分と債務償還を考慮し、国と地方の税制を見直す必要がある。

国と地方の税収配分は、国と地方の役割分担（担うべき事業）およびナショナル・ミニマムの対象とすべき範囲・水準とそれを担保するための国による財源手当の決定に応じて決められるものと考ええる。

国税と地方税の税目の見直しも必要となるが、国税は法人税、個人所得税や法人二税など、地域偏在性が大きく、景気動向で税収が変動する税目を中心とし、地方税は応益関係に着目し景気変動にあまり影響されず、且つ、地域偏在性の小さい税目（地方消費税、固定資産税、個人住民税、酒税、たばこ税など）を中心とすることも検討に値しよう（参考資料⑤⑥参照）。なお、国庫補助金・分担金は、国から地方への税源移譲に伴い廃止されることになるろう。

（課税自主権の有効活用など）

地方独自の判断と責任で政策を展開していくためには、税源移譲とともに、政策手段として課税自主権を活用すべきと考える。また、地域の住民が個人住民税や土地に対する固定資産税などの税率（特に税率の引き下げ）を主体的に決められる環境整備についても検討が必要である。なお、その場合、「取りやすいところから取る」という安易な課税を慎むべきことは言うまでもない。さらに、地方の自主性を向上するには、地方債の発行の自由化と市場化をさらに促進する必要があるだろう。

（ナショナル・ミニマムの財源手当と地方交付税の廃止）

税源移譲に伴い地方交付税は廃止されることになるが、地方が行うナショナル・ミニマムについては、国民の合意の下、その対象とすべき範囲と水準を決定し、それを担保する財源手当については、透明性の高い簡素なルールに基づき行われることが必要であろう。

（道州内の財政調整）

道州内は地域として一体性があることから、道州内で一定の財政調整が必要となる場合もあり、その場合には地方税の一定割合を財政調整基金として確保し、再配分することも検討されるべきである（地域間の水平調整）。

4. 道州制導入までの地方分権改革の当面の取り組み

道州制の導入以前においても、地域の活性化には、自らの政策判断と財源によって行財政運営が可能になる地域が主役の真の地方分権改革が不可欠である。地方自治体においても、地域の自主性・自立性の確保に向けた財政および組織基盤の強化はもとより、職員の意識改革と行政能力の一層の向上に努めるべきことは言うまでもない。加えて、当面は以下の取り組みを行う必要がある。

(インフラ整備)

道州制下においては、各道州が広域的インフラの整備を担うことになるが、現在のインフラの整備状況には、かなりの地域間格差があり、各道州が自立して運営していく際に、このままでは競争条件に大きなハンディキャップを負う地域も出かねない。このため、道州間の競争条件を平等にするためにも、道州制導入までに地域を支えるために必要な幹線道路、新幹線、空港、港湾などの広域的インフラは一定の水準まで、原則として国の責任において整備することが必要ではないかと考える。

(新たな大都市制度の検討)

世界各地の都市間における競争が激化している中、東京をはじめ大都市は、膨大かつ複雑な行財政需要に応じていく使命があることに加え、アジアや世界の交流拠点として魅力ある都市づくりが求められている。こうした課題に対応するため、他の基礎自治体とは異なり、これまで以上の権限を持つ新たな大都市制度の検討が必要ではないか。

(地方議会改革)

地方議会は、必要とされる行政サービスについて住民の受益と負担を議論し、予算や税条例などを政策決定する場として再認識されなければならない。例えば、道州制の導入以前においても課税自主権を行使し、固定資産税などの税率（特に税率の引下げ）について地方議会が柔軟に決定できるような仕組み（税率の可変性）を整備していく必要がある。

そのためには、真の住民代表として、多様な人材が個人的な過度な負担を負うことなく議会に参画できる仕組みを構築すべきと考える。さらに住民の参加と監視を促進するため、ナイトー（夜間）議会やサンデー議会の開催なども必要であろう。

また、地方議会を効果的に運用するため、議員の政策立案や調査活動などへの議会事務局のサポート体制・機能の強化も必要である。

なお、地方分権改革が進展すると、これまで以上に首長の権限が大きくなることから、地方議会の監視機能の強化が必要である。

おわりに

グローバルな競争が進展する中、各地域は、個性があり魅力あふれる地域づくりを進め、人々が住み・働きたい街、企業が移り住みたい街、他の地域の人々が訪れたい街づくりを行っていかねば生き残っていけない時代を迎えている。これからは、それぞれの地域が住民の創意と工夫により、地域の実情に合った運営を行うことができる「真の地方分権」を完成していかねばならない。地方分権改革、そして道州制の導入の目指すものは地域の自主・自立であり、地域自らが将来の姿をデザインし、地域住民の豊かな生活をつくりあげていくことが地域の活性化のために必要である。ひいてはそれが国全体の活力につながることになる。

その意味において、地域の振興・発展を目的とする商工会議所が果たすべき役割はますます重要性を増していくことになる。このため商工会議所は、地域の活性化に向けた政策提言力とその実現力の向上を図るとともに、商工会議所が地域の活動の拠点となり、「まちづくり」、「産業づくり」、そしてこれを推進する「人づくり」などについて、産学官、そして住民を加えた地域総がかりの地域活性化に向けた取り組みを一層強化していきたいと考える。

以 上

平成21年度 第2号 平成21年4月9日 第603回常議員会決議
--


○基礎自治体の適正規模の主な先行研究事例

出典	「最適」人口規模	データ
古谷 (1989)	目的別歳出に関する推定のみで歳出総額なし。	東京都内の市を除く人口10万人超100万人未満の176市（1985年度決算）
吉村 (1999a)	全686市・特別区：約21.6万人 地方圏436市：18.1万人 大都市圏：250市・特別区：18.2万人	1994年度東京都特別区を含む全国686市
吉村 (1999b)	全市・特別区：20.9万人、*27.1万人 全町村：157.3万人、*245.1万人 *面積を説明変数に含む場合。	1996年度東京都特別区を含む全国691市及び全町村
林（1999）	11.8万人	全国3232市町村
中井 (1988)	12.8万人	1984年度全国市町村（決算）
中井 (1988)	25.3万人	1984年641都市（基準財政需要）
中井 (1988)	29.6万人	1984年3253全市町村（基準財政需要）
原田、川崎 (1999)	1人当たり歳出総額はL字型をとり、最適人口規模は存在しない。	小町村、大町村、小都市、大都市、政令指定都市別に推定
西川 (2001)	17.0万人	全3255市町村
横道、村上 (1996)	面積10km ² ：9.1万人 面積100km ² の地域：13.6万人 面積500km ² の地域：約18.1万人 面積1000km ² の地域：約20.5万人	1992年度政令指定都市、離島該当市町村、および地方交付税の不交付団体を除く2959の市町村


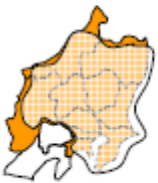
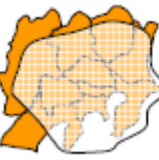
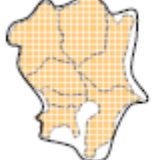




出所：林正義氏（地方自治体の最小効率規模『ファイナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所（2002）より抜粋）

首都圏の広域的課題①

参考資料②

<p>1 道路</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・混雑時平均旅行速度……………1都3県の旅行速度は全国より低い ・渋滞ポイントの集中……………圏央道内側の地域に多くのポイントが集中 ・パーソントリップ……………1都3県間のトリップ数が多い 	<p>10 水質</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・河川水質……………1都3県では汚濁度が高い状況
<p>2 鉄道</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学圏……………1都3県に茨城県南部が入る都心から50~65km圏 	<p>11 都市気候</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象……………高温域の拡大、局所的な集中豪雨 ・大気汚染物質……………内陸部へ拡大
<p>3 空港</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・成田空港国際線利用者……………1都3県：70%、関東：78% ・国際航空貨物（成田）……………輸入77%、輸出50%が1都3県 	<p>12 廃棄物</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量……………1都3県の発生量の多さ ・処理状況……………関東地方のつながり
<p>4 物流</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・貨物流動量……………1都3県間の流動貨物が多い ・外資コンテナ貨物……………東京港と横浜港の2港で首都圏を含む関東の需要を賅う 	<p>13 自然</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境……………1都3県において減少する緑
<p>5 情報通信</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・IT基盤の整備……………情報セキュリティ対策の強化 	<p>14 食料</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率……………1都3県の自給率の低さと生産・消費の結びつきの強さ

首都圏の広域的課題②

<p>6 産 業</p>  <p>・産業、大学、研究機関……………1都3県、筑波研究学園都市を中心とした区域</p>	<p>15 エネルギー</p>  <p>・電力供給地……………関東1都6県、福島、新潟、長野県</p>
<p>7 観光とコンベンション</p>  <p>・観光地の集積……………関東1都6県、長野、山梨、静岡県</p>	<p>16 水資源</p>  <p>・利根川水系、多摩川水系、相模川水系</p>
<p>8 文 化</p>  <p>・文化振興……………首都圏再生に向けて文化的な魅力を高める必要性</p>	<p>17 防 災</p>  <p>・首都直下地震……………震度6弱以上になると想定される地域が1都3県に多く分布</p>
<p>9 大 気</p>  <p>・大気汚染の状況……………測定箇所ワースト10の多くが1都3県にある</p> <p>・自動車交通……………トリップ状況から見ると、1都3県に集中</p>	<p>18 治 安</p>  <p>・外国人犯罪……………来日外国人犯罪検挙件数が1,000件超の地域</p>

○東京商工会議所 政治・行政改革推進委員会報告書 概要

平成21年1月13日

道州制と大都市制度のあり方 ～東京23区部を一体とする新たな「東京市」へ～ (委員会報告・概要)

東京商工会議所
政治・行政改革推進委員会

○道州制を導入し、東京は一都三県の州が基本

地方分権を推進し、生活圈や経済圏の広域化に伴う種々の課題を解決するためには、現在の都道府県制は廃止して、道州制を導入することが望ましい。

東京の区割りについては、道路、鉄道、航空、港湾といった交通問題や、水質、大気汚染といった環境問題、防災や治安の問題などの広域課題を自己責任の下で解決する必要があり、原則として東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県を一つの州とすべき。

なお、財政均衡を重視した東京直轄案及び東京分割案などが出ているが、いずれも生活圈及び経済圏の一体性を軽視しており、論外である。

○都区制度を廃止し、東京23区部を一体とする新たな「東京市」

魅力ある世界都市・東京を実現し、東京23区部において自己決定と自己責任を果たすにふさわしい自主自立の基礎自治体を実現するためには、都区制度を廃止し、東京23区部を一体とする新たな「東京市」が必要。

引き続き国と地方は行政改革をさらに進め、地方が各々の個性と能力を発揮できる「自己責任と自己決定」の下に、権限、財源、人材を移譲し、さらなる地方分権を推進すべき。

○大都市の機能を発揮できる新たな大都市制度

3大都市圏を支える「東京23区部（東京市）」、横浜市、名古屋市、大阪市については、その集積を効果的・効率的・戦略的に活かして魅力ある都市圏を形成することが、国内の経済をけん引し、我が国の国際的競争力の向上につながる。そのための、新たな大都市制度の導入が必要。

東京市については、日本の首都を支える機能を有していることから、別途の配慮が必要。道州制の下でも、大都市の集積を活かす大都市制度は必要。

以上

諸外国の大都市制度

参考資料④

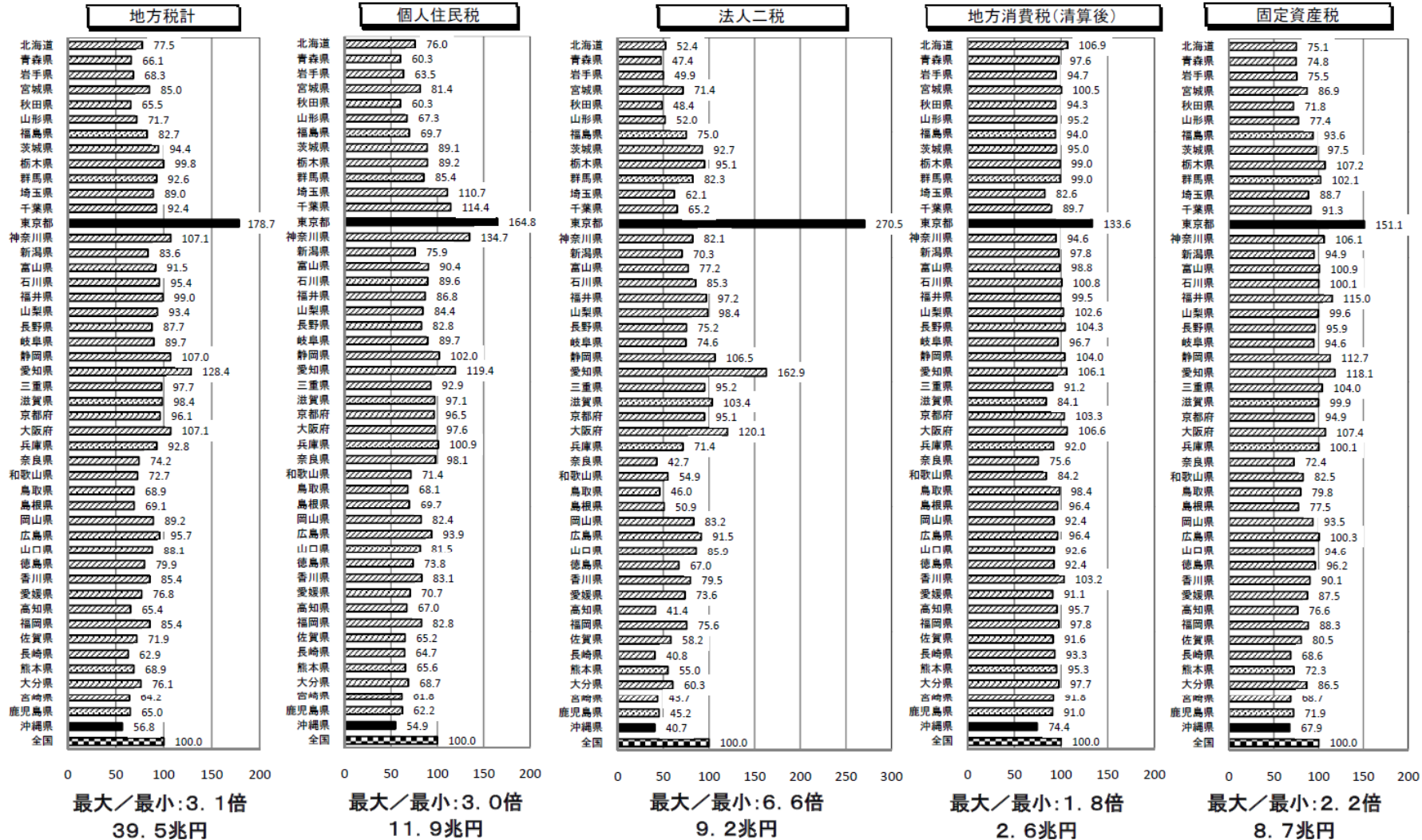
		イギリス ロンドン	フランス パリ	アメリカ ニューヨーク	韓国 ソウル	日本 東京	
国の地方自治制度の概要		<p>【大都市圏】<一層制> 基礎自治体：大都市圏ディストリクト(36)</p> <p>【地方圏】<一層制と二層制が混在> <一層制> 基礎自治体：ユニタリー(46) <二層制> 広域自治体：カウンティ(34) 基礎自治体：ディストリクト(238)</p>	<p><三層制> 広域自治体：レジオン/州(26) 広域自治体：デパルトマン/県(100) 基礎自治体：コミューン(36,784)</p>	<p>連邦制。 50の州それぞれが独自の憲法を有し、州によって地方自治のあり方は異なる。 ニューヨーク州は以下のとおり <二層制> 広域自治体：カウンティ (ニューヨーク市を除き57) 基礎自治体：シティ(62)、タウン(932)、 ヴィレッジ(553)等</p>	<p>【広域市】<二層制> 広域自治体：広域市(6) 基礎自治体：自治区(44)、郡(5)</p> <p>【道】<二層制> 広域自治体：道(8) 基礎自治体：市(48)、郡(77)</p>	<p><二層制> 広域自治体：都道府県(47) 基礎自治体：市区町村(1,793)</p> <p>※市町村数は平成20年3月時点</p>	
		【ロンドン】<二層制> 広域自治体：GLA 基礎自治体：ロンドン区(32) シティ・オブ・ロンドン(1)	【パリ】<二層制> 広域自治体：イル・ド・フランス州 広域自治体+基礎自治体：パリ	【ニューヨーク】<一層制> 広域自治体+基礎自治体：ニューヨーク市	【ソウル】<二層制> 広域自治体：ソウル特別市 基礎自治体：自治区(25)	【東京】<二層制> 広域自治体：東京都 基礎自治体：区(23)市(26)町(5)村(8)	
各都市の概要	基本的性格	広域自治体(GLA)	基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ	基礎自治体と広域自治体の位置づけを併せ持つ	広域自治体(ソウル特別市)	広域自治体(東京都)	
	面積(km ²)	1,579	105	789	605	622 ※区部合計	
	人口(人)	751万人(2006年)	215万人(2005年1月)	825万人(2006年7月1日)	1,036万人(2006年12月31日)	872万人(2008年6月1日)※区部合計	
	人口密度(人/km ²)	4,757	20,510	10,448	16,573	14,024 ※区部合計	
	議会 (議員の選出方法、議員数、議員の任期)	公選、25人、4年	公選、163人、6年	公選、51人、4年	公選、105人、4年	公選、89人(区部選出議員)、4年	
	長(選出方法、任期)	公選、4年	議会による互選、6年	公選、4年	公選、4年	公選、4年	
	事務	消防	○	×(軍の消防隊が管轄)	○	○	○
		上下水道	×(民営化)	○	○	○	○
		清掃	×(区及び事務組合)	○	○	○	×(収集・運搬：特別区、中間処理：一部事務組合、最終処分：東京都へ委託)
		交通	○	○	○	×(ソウルメトロ公社)	○
大都市の特例	都市計画	○	○	○	△	△	
	事務配分	一般的なカウンティの事務のうち、総合的計画の策定等一部の事務を実施	基礎自治体の事務と広域自治体の事務を実施(警察権限は国に留保)	基礎自治体の事務と広域自治体の事務を実施、学区の事務も実施	基礎自治体の事務のうち一部の事務を行う(広域市にも適用)。	基礎自治体の事務のうち一部の事務を行う	
	税財政制度	GLAはロンドン区に対する課税徴収命令権を有する。	なし	なし	ソウル特別市の税目のうち一定税目を課税し、50%を自治区に配分(広域市にも適用)。	基礎自治体の税目のうち一定税目を課税し、55%を特別区に配分	
その他	なし	行政区の設置(パリ、マルセイユ、リヨン)	行政区の設置	自治区職員の採用はソウル特別市が行う(広域市にも適用)。	なし		
都市を構成する団体の概要	名称(団体数)	ロンドン・バラ(32)、シティ・オブ・ロンドン(1)	区(20)	区(5)	自治区(25)	特別区(23)	
	基本的性格	基礎自治体	行政区	行政区	基礎自治体	基礎自治体	
	最大・最小面積(km ²)	56.32/3.15	8.48/0.99	284.12/59.05	47.14/9.96	59.46/10.08	
	最大・最小人口(人)	339,800/7,900	191,800/17,750	2,523,047/478,876	621,676/136,348	861,120/44,565	
	議会 (議員の選出方法、議員数、議員の任期)	公選、2,072人、4年	公選、517人、6年	なし	公選、419人、4年	公選、889人、4年	
	長(選出方法、任期)	公選もしくは議会による互選、4年 ※シティ・オブ・ロンドンは1年	議会による互選、6年	公選、4年	公選、4年	公選、4年	
	事務	・福祉、住宅、教育など地域行政サービス全般を担う	・区の土地利用などに関する意見の陳述 ・託児所、児童公園の管理 ・戸籍、選挙等(国の機関として実施)	・区内の市サービス提供の監視 ・行政サービスに対する苦情の受理 ・市の土地利用計画の策定	・戸籍、福祉、産業振興、教育、文化など住民の日常生活に密着したサービスを提供	・基礎自治体として住民に身近な行政サービスを提供	
	課税権	○	×	×	○	○	
立法権	○	×	×	○	○		
地域自治組織	名称(団体数)	パリッシュ(GLAはなし)	地区評議会	コミュニティ委員会	住民自治センター	地域自治区(都内はなし)	
	構成員数	5~20人程度	10~20人など	50人以内	15~25人	15~20人が7割	
	事務	・行政サービスの提供 (歩道整備、街灯維持管理、公衆浴場等) ・開発許可に係る市からの協議を受ける	・コミューンからの諮問を受け、地区に係る事業計画の計画・実行・評価に関して意見を陳述	・公聴会による住民ニーズの吸い上げ ・市の行政サービスに関する評価 ・地域開発の地元計画案の策定	・文化余暇機能(地域文化行事等) ・市民教育機能(教養講座等) ・地域社会振興機能(青少年指導等)	・市町村長に対する意見具申(公の施設の設置、地域福祉、地域の環境保全など)	

○地方税収の偏在状況(平成19年度決算)

参考資料⑤

人口一人当たりの税収額の指数(平成19年度決算額)

(全国平均を100とした場合)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

○国税・地方税の税目

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税	個人住民税	消費課税	消費税	地方消費税
	法人税	個人事業税		酒税	地方たばこ税
	地方法人特別税	法人住民税		たばこ税	軽油引取税
		法人事業税		たばこ特別税	自動車取得税
		道府県民税利子割		揮発油税	ゴルフ場利用税
		道府県民税配当割		地方道路税	入湯税
		道府県民税株式等		石油ガス税	自動車税
		譲渡所得割		自動車重量税	軽自動車税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税		航空機燃料税	鉱産税
		固定資産税		石油石炭税	狩猟税
		都市計画税		電源開発促進税	鉱区税
		事業所税		関税	
		特別土地保有税		とん税	
		等		特別とん税	

出所：財務省HP